

広島県学校職員定数条例及び広島県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

広島県知事 横 田 美 香

広島県条例第十四号

広島県学校職員定数条例及び広島県警察職員定員条例の一部を改正する条例

(広島県学校職員定数条例の一部改正)

第一条 広島県学校職員定数条例(平成十二年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定数) 第二条 (略)</p> <p>一 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員 五、一四〇人</p> <p>二 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条又は第二条に規定する職員 九、四九二人</p>	<p>(定数) 第二条 (略)</p> <p>一 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員 五、一三〇人</p> <p>二 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条又は第二条に規定する職員 九、四七八人</p>

(広島県警察職員定員条例の一部改正)

第二条 広島県警察職員定員条例(昭和二十九年広島県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定員外の職員) 第三条 (略)</p> <p>2 前項第五号に掲げる職員(警察官に限る。) が職務に復帰した場合において、職員の員数が前条に規定する定員を超えることとなるときは、当該職員が職務に復帰した日から一年を超えない期間に限り、予算の範囲内において当該職員を同条に規定する定員の外に置くことができる。</p>	<p>(定員外の職員) 第三条 (略)</p>

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。